

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各地方整備局道路部路政課長 殿
北海道開発局建設部建設行政課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長 殿

道路局 路政課
道路利用調整室 専門調査官
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長 補佐

道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きについて

占用物件の維持管理については、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（令和 7 年 7 月 25 日付け国道利第 18 号、国道メ企第 19 号別添。以下「ガイドライン」という。）に基づき、道路占用者の占用物件の維持管理に関する意識の向上を図るとともに、取組みが着実に実施されるよう適切に指導・監督等を実施していくことにより、道路占用者による占用物件の維持管理の適正化を図り、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することとしているところである。

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市において発生した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえて、国土交通省に設置された「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」からは、占用物件の安全性の確認や点検結果などを道路管理者と共有することなどが道路管理者に求められている。

これを踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日より施行される「道路法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年国土交通省令第 84 号）により、道路占用者に対し、道路管理者への占用物件の安全性の確認報告、占用物件の点検結果等の報告が義務付けられた。

今後、道路管理者によるガイドラインの適切な運用に資するよう、別紙のとおり、ガイドラインにおける規定内容を補足する「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きフローチャート」（以下「フローチャート」という。）を作成したので、「道路法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 30 年 9 月 28 日付け国道利第 20 号、国道メ企第 11 号。以下「施行通知」という。）、「占用物件の維持管理義務に係る報告及び立入検査の実施について」（平成 30 年 9 月 28 日付け国道利第 22 号、国道メ企第 13 号）、ガイドライン及び「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン Q & A」（令和 7 年 7 月 25 日付け事

務連絡別添) と併せて執務の参考とされたい。

また、実施に当たっては下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

記

第1 道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する一般的な留意事項について

1. 行政指導について

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第72条の2第1項に基づく報告若しくは立入検査、第39条の9に基づく措置命令又は第71条第1項に基づく監督処分の規定に道路占用者が違反したことを認定する前には、道路管理者は必要に応じて行政指導を行うことができる。

2. 法第72条の2第1項に基づく報告徴収を要しない場合について

一般的に、法第39条の9に基づく措置命令については、法第72条の2第1項に基づく報告又は立入検査等により、当該占用物件が適切に維持管理されていないと認められる場合を想定しているが、道路占用者に対し、道路管理者が繰り返し指導を行ったにもかかわらず必要な措置を講じず、かつ法第72条の2第1項に基づく報告又は立入検査等によらずとも、占用物件が適切に維持管理されていないと認められる場合は、法第72条の2第1項に基づく報告又は立入検査を省略し、行政指導を行った上で、法第39条の9に基づき速やかに修繕等の措置を講じるよう命じることも可能である。

3. 措置命令の公表について

別紙フローチャート中「(手続きパターン：道路占用者に対する手続)」において記載のある措置命令の公表については、次の各号に掲げる内容を記載の上、原則として、措置命令と同日に、国道事務所等において通常行う記者発表手続きによって行われることが想定される。

- (1) 処分日
- (2) 処分対象者
- (3) 処分の対象となる占用物件
- (4) 違反内容
- (5) 違反場所
- (6) 措置命令の内容
- (7) その他道路管理者が必要と認める事項

4. 占用の目的を果たさずに放置されている物件などについて

道路占用者と連絡がつかず、占用の目的を果たさずに放置されている占用物件などに関し、必要があると認められる場合は、別紙フローチャート中「(手続きパターン：道路占用者に対する手続)」に沿って適宜適切に対応されたい。

5. 罰則規定の適用について

法第72条の2第1項に基づく報告又は立入検査、第39条の9に基づく措置命

令及び第 71 条第 1 項に基づく監督処分の規定に道路占用者が違反した場合の罰則規定の適用については、別紙フローチャートにおいては、法第 71 条第 1 項に基づく監督処分の後に第 104 条第七号に基づく罰則規定が記載されているが、法第 103 条第二号、第 104 条第七号又は第 106 条第八号に基づく罰則規定についてはそれぞれの違反行為のたびに適用され得ることから、都度刑事罰に処される可能性があることを明確に道路占用者へ伝達することで、道路占用者に対して真摯な対応を取るよう促すことに努められたい。

第 2 「行政指導（占用物件の安全性に係る対応策の確認）」について

地下占用物連絡会議等において報告された点検結果に対する対応として、点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことを確認するために、別紙フローチャート中「2. 地下占用物連絡会議における道路管理者の対応」及び「3. 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応」において「行政指導（占用物件の安全性に係る対応策の確認）」を行うものとしているが、その具体的な確認方法については、追って通知する予定である。

第 3 「3. 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応」について

1. 「支障や社会的影響が大きいか」について

別紙フローチャート中「国土交通省道路局への報告」の要否を判断するための「支障や社会的影響が大きいか」の要件については、ガイドライン第 6、3. に記載しているが、その判断に当たっての具体的な例としては、以下のものが考えられるので、留意されたい。

- (1) 各物件の管理等について定めた法令等の規定に違反したもの
- (2) 長時間の通行止めが生じたもの
- (3) 死傷者が発生したもの
- (4) テレビや新聞等に報道がされたもの
- (5) その他悪質性等の観点から道路管理者が必要と認めるもの

2. 国土交通省道路局への報告について

国土交通省道路局への報告に当たっては、以下のアドレス宛に報告されたい。
(XXXXXXXXXX)

3. 「同一占用者の類似条件下にある他物件について、点検実施、報告の命令」について

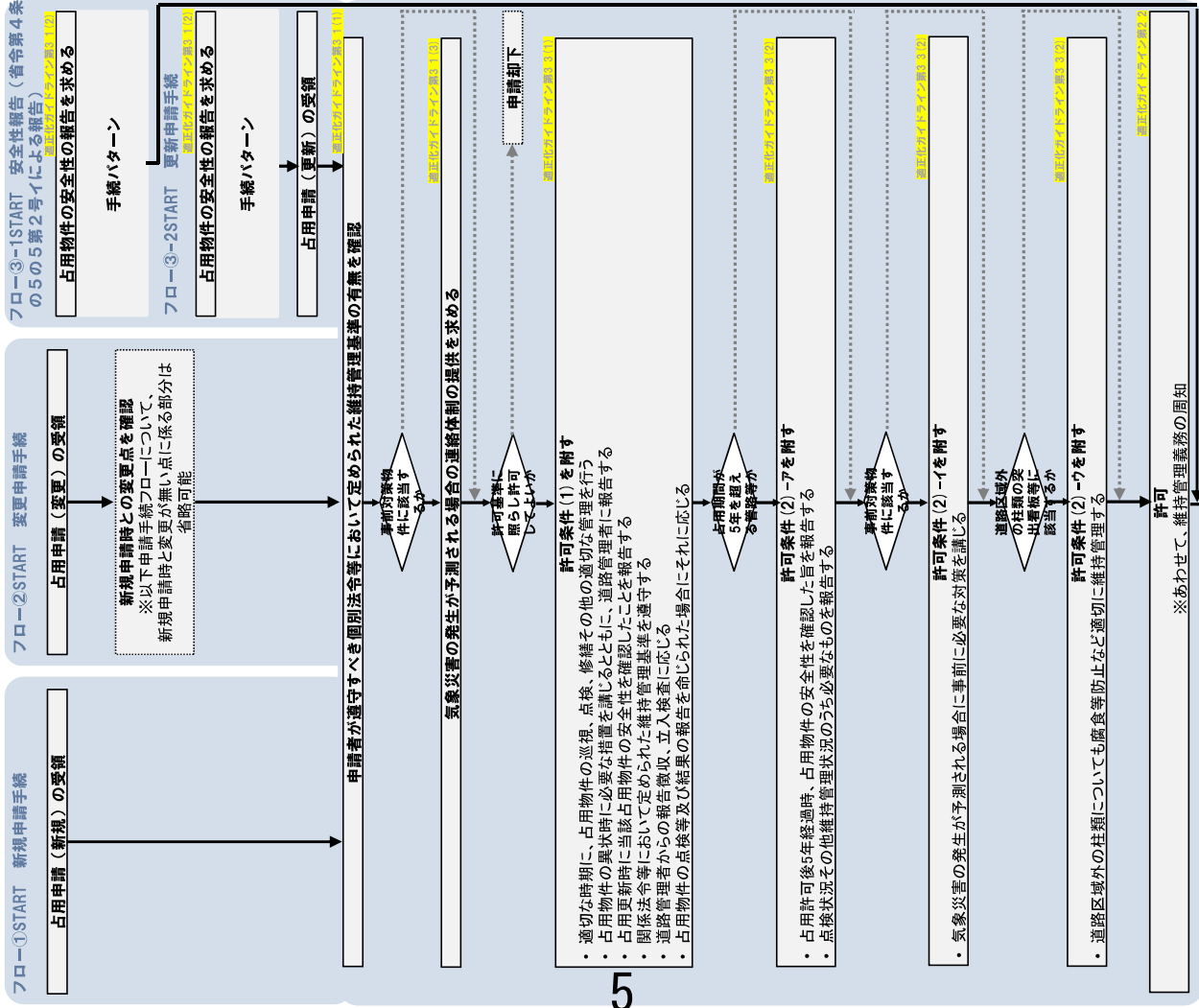
別紙フローチャート中「同一占用者の類似条件下にある他物件について、点検実施、報告の命令」の検討に当たっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 法第 39 条の 9 に基づき、道路占用者に対して類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告を命ずる際には、当該損傷箇所における道路構造又は交通への支障の発生

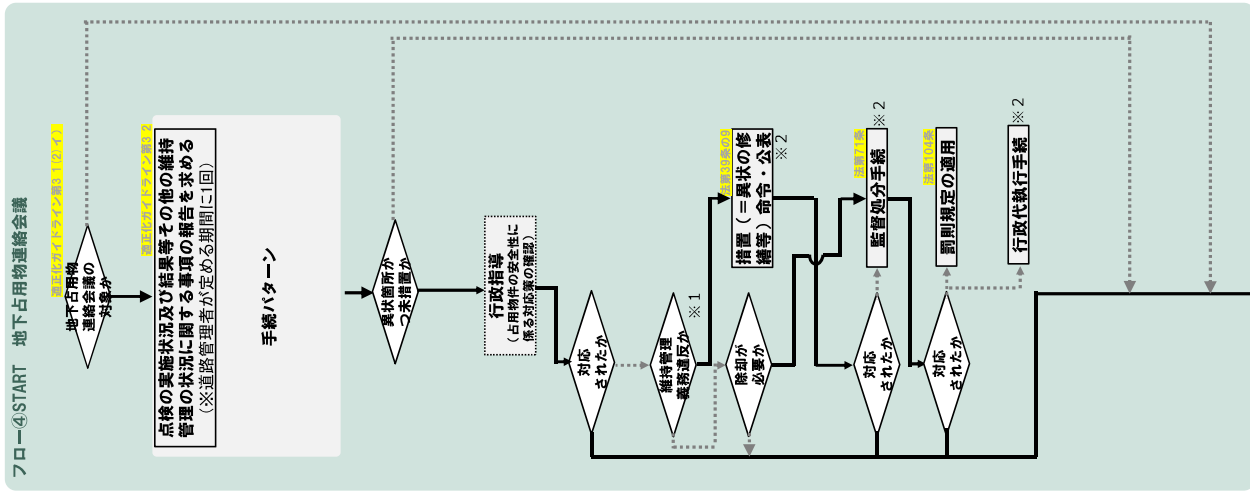
により、同一占用者の類似条件下にある他物件については、道路の構造等に支障を及ぼすことがないように、速やかに点検等が行われる必要があることから、これを行政指導として道路占用者に求め、当該求めに対応しない場合は、法第 39 条の 8 に基づく維持管理義務に違反していると判断して、施行通知 2 (2) イ 及びウの規定にかかわらず、法第 39 条の 9 に基づく措置命令が可能であること。

- (2) 「同一占用者の類似条件下にある他物件」の対象となる物件については、例えば、下水道管路破損に起因する道路陥没事故が発生した場合においては、管路の管径及び設置からの経過年数等を基準とすることが考えられること。

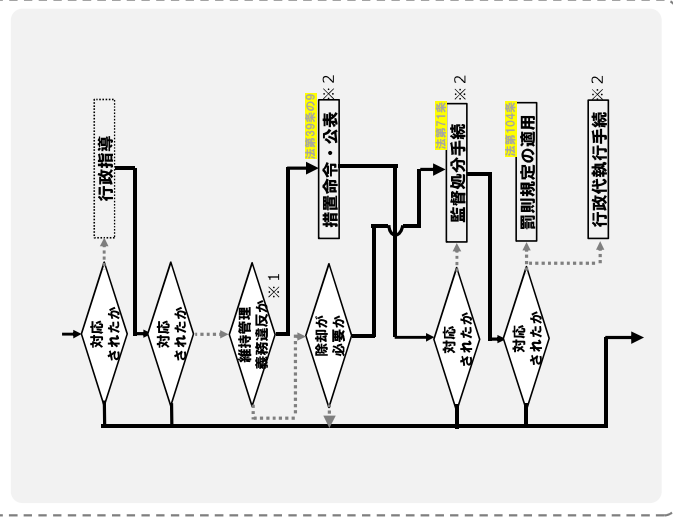
1. 占用許可申請手続等における道路管理者の対応



2. 地下占有物連絡会議における道路管理者の対応



（手続パターン：道路占有者に対する手続）



※ 1. 法第39条の8に基づき占有物件の維持管理義務の違反認定については、道路占有者からの任意の報告や、法第72条の2に基づき報告及び立入検査による占有物件の維持管理の状況を確認することによるものほか、「道路管理者が道路占有者に対して実施すべき措置に関する手引きについて」（令和8年3月31日付け事務連絡）第1、2、や第3、3、（1）の留意事項によるものが想定される。

※ 2. 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号の不利益処分に該当することから、同法第3章（不利益処分）の適用があり、また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起する機会が与えられていることから、措置命令については施行通知3（3）イの手続きに留意し、措置命令以外の処分についてはこれを準用して同様に適用すること。

